

取調べの録画・録音を実現するための宣言

我が国の捜査機関は長年にわたり物的証拠の収集を軽んじ、自白獲得に重きをおいた捜査手法を取ってきた。捜査が密室での取調べによって作成された被疑者の自白調書に強く依存しており、そのために、過去に数多くの自白強要、虚偽自白を生み、誤判による冤罪の重大な原因となったことは明らかである。かかる不当な取調べを根絶し、誤判による冤罪を防ぐために取調べの可視化（録画・録音）が必要不可欠なものであることは、憲法第38条第1項、第2項で定める不利益事実の強要禁止等の憲法上の要請でもある。

また、2009年(平成21年)5月までに実施される裁判員制度の下で、現在の裁判のように供述調書の任意性や信用性をめぐって長期間の審理が行われるのでは、裁判員に過度の負担を強いることとなり、裁判自体が成り立たないことも明らかである。裁判員制度を実効あらしめるためにも、録画・録音による取調べの全過程における可視化が必要である。

さらに、諸外国において取調べの録画・録音が広く実施されるにいたっている状況、国際人権（自由権）規約委員会も、被疑者の取調べについて「電氣的な方法により記録されること」を強く勧告していることなどからしても、早期に、取調べの録画・録音が実現されなければならない。

そこで、当連合会は、国に対して、「取調べの全過程を録画・録音することを捜査機関に義務づけるとともに、このような措置を怠った状況で作成された供述調書の証拠能力は原則として否定する内容の法整備をなすこと」を求めることを含めて、録画・録音による取調べの可視化の早期実現に向けて、全力を挙げて取り組んでいくことを宣言する。

2005年（平成17年）11月18日

四国弁護士会連合会